

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の新設について

1 条例の新設理由

県民、事業者、市町村、県及び国が共に力を合わせて、災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現する。

2 条例の概要

(1) 総則

ア 目的

この条例は、防災及び危機管理に関し、基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して対策を講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

イ 基本的な考え方

防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。

(ア) 自助、共助及び公助の取組を総合的に推進すること。

(イ) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。

(ウ) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

ウ 県民等の責務

県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務について定める。

(2) 県民活動の促進

ア 情報の提供

(ア) 市町村長は、その区域内の住民及び事業者（以下「市町村民等」という。）に対し、災害又は危機の発生原因、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難の方法及び経路その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

(イ) 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。

イ 防災教育等

(ア) 学校又は保育所を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を実施するものとする。

(イ) 事業者（市町村、県及び国の機関を含む。）は、災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

(ウ) 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

ウ 自主防災組織の活性化

(ア) 自主防災組織は、市町村と連携して、その活動について住民の理解を深め、より多くの住民の参加を得るよう努めるものとする。

(イ) 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮するものとする。

エ 防災ボランティア活動の環境整備

市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他防災ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

オ 事業継続計画の作成支援

知事は、災害又は危機が発生した場合に事業活動を継続するため必要な事項を定めた計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

カ ライフラインの維持

ライフライン事業者は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

(3) 災害又は危機に強いまちづくり

ア まちづくりにおける配慮

市町村長及び知事は、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、防災及び危機管理の視点に立って行うよう努めるものとする。

イ 防災施設の計画的整備

(ア) 知事は、洪水又は土砂災害の発生を防止する施設その他の防災又は危機管理に役立つ施設の整備に関する目標を定め、これらの施設の整備を計画的に進めるものとする。

(イ) 知事は、地震により生ずる被害の軽減を図るため、地震防災対策の実施に関する目標を定めるとともに、施設等の整備を計画的に進めるものとする。

ウ 避難所の耐震改修の計画的実施

市町村長は、当該市町村の地域防災計画において避難所に指定した建築物のうち、地震に対する安全性に係る基準に適合しない建築物について、耐震診断及び耐震改修に関する計画を定め、その所有者及び管理者の協力を得て、耐震改修を計画的に進めるものとする。

エ 耐震診断等の状況の公表

知事は、建築物の定期調査報告を受け、又は点検を行ったときは、報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

(4) 災害時要援護者に係る対策

ア 避難体制の整備

(ア) 市町村長は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することができる体制の整備を進めるものとする。

(イ) 市町村長、自主防災組織、民生委員及び消防機関は、(ア)の体制を整備するため、災害時要援護者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

イ 安否に関する情報

市町村長は、災害時要援護者が避難する必要が生じた場合は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察及び災害時要援護者が利用する施設を管理する者の協力を得て、その安否に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

ウ 個人情報を守る義務

災害時要援護者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

(5) 関係者相互の連携

ア 県民の意見の反映

(ア) 知事は、地域防災計画等を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめ

めその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

(イ) 知事は、(ア)により聴いた県民の意見を地域防災計画等に反映させるよう努めるものとする。

イ 協働の推進

知事は、ライフライン事業者、協定を締結した事業者、自主防災組織その他防災又は危機管理に関する取組を推進するために必要な者と協議を行う場を設けること等により密接に連携を図り、防災及び危機管理に関する取組において協働を進めるものとする。

ウ 事業者との協定

市町村長及び知事は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施工等の対策が的確かつ迅速に実施されるよう、その実施について協力を受ける事業者とあらかじめ協定を締結するよう努めるものとする。

エ 報道機関等の協力

(ア) 市町村長及び知事は、避難の指示その他防災及び危機管理に関する情報を住民及び事業者に知らせるため必要があると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対して協力を求めることができる。

(イ) 市町村長及び知事は、災害又は危機により生ずる被害の発生及び拡大を防ぐため必要があると認めるときは、自宅での待機、集会の延期その他の措置について、県民及び事業者に対して協力を求めることができる。

(6) 雑則

ア 復興の円滑な推進

知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、復興の基本方針、災害復興本部の設置及び組織その他復興を円滑に進めるために必要な事項を地域防災計画に定めるものとする。

イ 危機管理に関する計画

知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ措置の内容、実施方法、実施体制その他危機管理のための措置の実施に関し必要な事項について定めた計画を作成するものとする。

ウ 危機管理対策本部

危機管理対策本部の設置、所掌事務、組織その他必要な事項について定める。

(7) 施行期日等

ア 施行期日

施行期日は、公布日とする。

イ 検討

知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ようこそようこそ鳥取県観光振興条例の新設について

1 条例の新設理由

県民、観光事業者、観光関係団体、市町村及び県が一体となって、地域における創意工夫を生かし、主体的に観光地づくりに取り組むことを通じて、郷土に誇りと愛着を持ち、観光客に温かな心配りで接することにより、観光の振興を図り、活力に満ちた地域社会を形成する。

2 条例の概要

(1) 目的

この条例は、県民、観光事業者、観光関係団体、市町村及び県が一体となって、もてなしの心にあふれた魅力ある観光地づくりを推進することにより、地域の魅力を自らの誇りとし、自慢できるような機運を盛り上げるとともに、国内外から多くの来訪者を呼び込むための取組を推進することにより、観光の振興を図り、もって、地域の活性化と経済の発展に資することを目的とする。

(2) 基本理念

本県の観光振興は、次の考え方のもとに推進されなければならない。

ア 地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重した魅力ある観光地の形成により観光客の誘致を促進することが、県民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の形成及び潤いのある県民生活の実現のために重要であること。

イ 地域の自然、歴史、文化等に関する理解を深め、観光客への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域のもてなしの向上及び観光振興の担い手となる人材の育成が図られること。

ウ 観光産業の振興を図ること及び観光産業と農林水産業その他の産業との有機的な連携により、地域の産業活動、社会活動等を活発にし、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが重要であること。

エ 県民、観光事業者、観光関係団体（以下「県民等」という。）、市町村及び県（以下「地域行政」という。）の相互の連携が確保されること。

オ 他の地方公共団体との広域的な連携及び協力による効果的な実施が図られること。

(3) 観光振興に関する役割等

県民等及び地域行政の役割等を定める。

(4) ようこそようこそ鳥取県運動の推進

ア 県民等及び地域行政は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を通じて郷土に誇りと愛着を持ち、観光客に温かな心配りで接すること等により、観光の振興を図り、活力に満ちた地域社会を形成していく取組を県民運動として推進していくよう努めるものとする。

イ 県は、ようこそようこそ鳥取県運動が、県民等の相互の連携、協働のもとに、効果的かつ効率的に行われるよう必要な支援を行う。

(5) 取組指針の策定

県は、ようこそようこそ鳥取県運動を推進していくための取組指針（以下「ようこそ運動取組指針」という。）を策定する。

(6) 協議会の設置

県民等及び地域行政は、ようこそようこそ鳥取県運動を一体的かつ総合的に推進するため、ようこそようこそ鳥取県運動推進協議会（以下「ようこそ協議会」という。）を組織する。

(7) 地域の観光資源の認知等

ア 県民等及び地域行政は、地域の観光資源を知り、認識を深めるための情報の提供並びに学習の機会の提供及びそれへの参加に努めるものとする。

イ 県民等及び地域行政は、地域の観光資源の保全及び次の世代への継承に努めるものとする。

(8) 観光資源等の充実

ア 県民等及び地域行政は、地域の自然、文化、歴史、産業等を観光の観点から見直し、その活用を図るとともに、既存の観光資源に付加価値を加え、一層魅力あるものに磨き上げるよう努めるものとする。

イ 県民等及び地域行政は、自然や農林水産業等に関する体験活動を目的とする観光、心身の健康の保持増進のための観光、食文化への理解を深めるための観光、産業遺産、映画、漫画の活用等による観光その他の多様な観光の形態の普及及び促進に努めるものとする。

(9) コンベンション等誘致

県民等及び地域行政は、各種会議、展示会、スポーツ競技会その他の行事の県内での開催を増加させるため、当該行事の誘致の促進及び開催の際の受入態勢の充実に努めるものとする。

(10) 環境の整備等

県民等及び地域行政は、国籍、年齢、障害の有無等にかかわらず、すべての人々が安心して快適な観光を楽しむ環境の整備等に努めるものとする。

(11) もてなしの向上等

県民等及び地域行政は、地域を訪れた観光客に本県への好意と再度の来訪意欲を抱いていただけるよう温かな心配りで接するよう努めるものとする。

(12) 観光情報の発信

県民等及び地域行政は、様々な機会を通じ、広報誌、インターネット、本県ゆかりの人材等を活用して重点的かつ効果的に地域の観光資源その他の観光情報を発信するよう努めるものとする。

(13) 外国人誘客

県民等及び地域行政は、県内の空港、港湾等を利用して訪れる外国人の観光客の誘致を促進するため、言語や習慣の違いが観光の妨げにならないよう、多言語を用いた観光情報の提供、通訳案内の体制の確保その他の受入態勢の充実を図るものとする。

(14) 人材の育成

ア 観光関係団体及び地域行政は、観光の振興に関し意欲を持ち、及び知識を有する者の資質の向上並びに観光に関する事業における指導者の育成を図るため、観光又は観光に関する事業の振興についての学習の機会の充実に努めるものとする。

イ 観光関係団体及び地域行政は、観光客に対し地域の観光資源に関し適切に説明し、及び案内するボランティアの育成に努めるものとする。

(15) 広域連携

地域行政は、観光客の誘致を効果的に行うため、他の地方公共団体との連携及び協力を図り、観光資源を広域的かつ有機的に連結させた観光の振興を推進するものとする。

(16) その他必要な取組

県民等及び地域行政は、(7)から(15)までに掲げる取組のほか、もてなしの心にあふれた魅力ある観光地づくりを推進するために必要な取組を積極的に推進するものとする。

(17) 施行期日は、公布日とする。

会計管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 条例の新設理由

平成18年の地方自治法の一部改正により、出納長制度が廃止され、一般職の職員のうちから知事が任命する会計管理者が会計事務をつかさどることとなったことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 知事の権限に属する事務を分掌させ、及び会計管理者の権限に属する事務を処理させるために会計管理者を置く等、鳥取県行政組織条例について所要の規定の整備を行う。

(2) 次の条例について、出納長に係る規定を削る。

ア 知事等の退職手当に関する条例

イ 職員の退職手当に関する条例

ウ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

エ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

(3) 副出納長設置及び定数条例は、廃止する。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年7月11日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国の経済危機対策に伴い、各分野における重点的課題に係る施策を実行し、もって県民の安心で活力ある生活の実現に資するため、新たに基金を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
-----	---------

鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化等のための整備を促進すること。
鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金	賃金の改善や技能向上のための仕組みを構築して、介護職員の処遇改善を行う介護事業者を支援することにより、介護職員の処遇の改善を図り、もって介護サービスに従事する人材の確保及び育成を推進すること。
鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ること。
鳥取県医療施設耐震化臨時特例基金	災害時の医療を確保するため、災害拠点病院、救命救急センター等の耐震化のための整備を促進すること。
鳥取県自殺対策緊急強化基金	自殺を防ぐための相談体制の整備、人材の養成等により、県内の自殺に対する施策及び体制の充実強化を図り、もって自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実に資すること。
とっとり発グリーンニューディール基金	地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組により雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。
鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金	間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。
鳥取県授業料減免・奨学金基金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。